

岐阜県動物愛護管理推進計画

平成26年度～平成35年度

平成26年 月
岐 阜 県

< 目 次 >

ページ番号は最後に
つけます

第 1 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第 2 計画の基本方針

～人と動物が調和し、共生する地域社会の実現～

第 3 各主体の責務と役割

- 1 県民
- 2 飼い主
- 3 動物取扱業者
- 4 動物愛護推進員
- 5 動物愛護団体
- 6 (公社) 岐阜県獣医師会
- 7 岐阜大学応用生物科学部
- 8 市町村
- 9 県

第 4 現状と課題

- 1 動物に対する県民の意識
- 2 保健所等への苦情
- 3 家庭動物の飼養状況
- 4 収容動物の譲渡等の状況
- 5 その他の動物の飼養等の状況
- 6 人と動物のハーモナイズ事業
- 7 動物の愛護及び適正飼養の推進体制

第 5 施策展開の方向

- 1 普及啓発活動の充実
- 2 終生飼養の推進
- 3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全
- 4 動物の愛護管理推進への基盤づくり

第 6 具体的な取組み

- 1 普及啓発活動の充実
 - プラン 1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進
 - プラン 2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進
 - プラン 3 ホームページを利用した普及啓発の充実
 - プラン 4 動物愛護推進員による講習会の開催

- プラン5 学校飼育動物の適正飼養等に関する研修
- プラン6 動物愛護週間行事の開催
- 2 終生飼養の推進
 - プラン7 終生飼養の普及啓発
 - プラン8 所有者明示（個体標識）措置の徹底
 - プラン9 収容動物の適正譲渡の推進
 - プラン10 収容動物検索サイトの拡充の検討
- 3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全
 - プラン11 犬の登録と狂犬病予防注射の推進
 - プラン12 「犬のしつけ」の推進
 - プラン13 犬の飼い主への地域ルールの徹底
 - プラン14 猫の屋内飼養の推進
 - プラン15 猫への不適切な給餌行為に関する普及啓発
 - プラン16 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底
 - プラン17 動物取扱業への監視強化
 - プラン18 動物購入時の確認事項の周知
 - プラン19 動物介在活動の推進
 - プラン20 身体障害者補助犬の普及啓発
 - プラン21 県民の意識調査の実施
 - プラン22 実験動物取扱施設の対する普及啓発
 - プラン23 畜産業者等への普及啓発
- 4 動物の愛護管理推進への基盤づくり
 - プラン24 動物愛護推進協議会の運営
 - プラン25 動物愛護推進員活動の活性化
 - プラン26 動物愛護管理担当職員の資質向上
 - プラン27 市町村担当職員の研修
 - プラン28 動物取扱責任者の資質向上
 - プラン29 狂犬病発生時の体制整備
 - プラン30 被災動物救援体制の整備
 - プラン31 ボランティアネットワークの構築
 - プラン32 動物の愛護管理に関する拠点施設の運営

第7 計画の推進状況の評価

- 指標1 犬及び猫の引取頭数
- 指標2 犬及び猫の殺処分率

1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

家庭動物の飼養及び保管の状況をみると、少子高齢化及び核家族化の進む中、動物を家族の一員として飼養する飼い主が増えています。その一方で、一部の飼い主のモラルや動物愛護意識の欠如により、近隣への迷惑行為、動物の遺棄や虐待などの問題が依然として見受けられます。私たちの動物に対して抱く意識や感情は、ライフスタイルや価値観等に深く関わっており、千差万別ではありますが、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりを十分に考慮したうえで、動物に関係する全ての人が飼養及び保管を適正に行わなくてはなりません。

このような中、平成24年には「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）が改正され、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであること、動物の所有者の責務として、その動物が命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）が明記されました。

岐阜県では、「人と動物が共生する地域社会」の実現を基本方針として、平成19年度に「岐阜県動物愛護管理推進計画」を策定し、保健所、市町村、公益社団法人岐阜県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）並びに動物愛護団体等と協力しながら32プランの施策を展開してきました。

これら施策に取り組んできた結果、平成24年度に保健所で引取られた犬及び猫の頭数は、平成19年度計画策定時に基準とした平成18年度の頭数に比べて60%減少するとともに、保健所から新たな飼い主へ譲渡される犬及び猫の頭数が増加し、殺処分率を59%まで減らす等、一定の成果を得ることができました。

平成19年度に策定した計画から6年が経過し、32プランの充実を図るために「岐阜県動物愛護管理推進計画」の見直しを行い、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、県獣医師会及び行政等が一体となって、今後一層の動物の愛護と適正飼養の推進に取り組めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、動物愛護管理法第6条の規定により策定するものであり、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理指針」という。）」に即し、関係施策の推進について定めたものです。

対象とする動物は人が所有または占有する動物です。

3 計画の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とし、5年後を目処に見直しを図ります。

第2 計画の基本方針～人と動物が調和し、共生する地域社会の実現～

人々の間にペットは伴侶動物として生活に欠かせない存在であるという認識が高まる中、動物の飼養者は、その飼養する動物が命を終えるまで適正に飼養することが責務であり、動物愛護の原則です。

さらに、地域において、人と動物がよりよい関係を築くためには、人が動物に対して抱く意識は様々であることを前提とした上で、動物を飼う人と飼わない人、動物を愛する人とかならずしも好まない人が我慢や対立することなく、相互に理解を深めていくことが何よりも大切です。

動物の飼養を巡る様々な問題は、行政や個人の取組みだけでは解決できるものではなく、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等が、一体となり取り組む必要があります。

本計画の基本方針は、すべての県民による「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すことです。

第3 各主体の責務と役割

県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等（以下「主体」という。）について、それぞれの役割を明確にした上で、動物の愛護と適正飼養に関する施策を協働で推進します。

1 県民

人と動物が共生する社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。地域社会では、動物を飼う人、好きな人のみならず、動物を飼っていない人、苦手な人が混在しているため、お互いがそれぞれの立場に配慮し、相互理解を深め、より良い関係を築いていくよう努めなければなりません。

2 飼い主（動物の所有者又は占有者）

飼い主の果たすべき役割の基本は法令に基づき、飼養する動物の生態、習性及び生理について理解し、愛情をもって終生飼養することです。

動物の飼い主となる前から、その動物の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努め、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境や家族構成の変化等も考慮に入れ、慎重に判断しなければなりません。

また、地域社会の一員として、人と動物との共生に最大限配慮し、人の生命や財産をはじめ、生活環境を侵害することがないよう責任をもって飼養しなければなりません。

3 動物取扱業者

動物取扱業者は、法令で定める基準等を遵守し、取扱う動物の適正飼養、保管等に努めなければなりません。

また、各主体が行う取組みに協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担うことが期待されます。

動物販売業者については、健康な動物を提供するとともに、購入者に対し適正飼養に関する正しい知識の提供などに努め、人と動物が共生する社会の実現に向け、その一翼を担う役割があります。

4 動物愛護推進員

動物愛護推進員はこの計画を理解し、それぞれが有する経験や知識の下、県や市町村の取り組みを支援する役割があります。

また、動物愛護推進員には、地域のリーダーとして自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動が期待されます。

5 動物愛護団体

動物愛護団体は、この計画の推進にあたって、独自のネットワークを活用し、各主体に対して、支援や協力を行う役割があります。

また、団体活動については地域住民からの理解の下、各主体と連携を図りながら、「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すよう努めなければなりません。

6 (公社) 岐阜県獣医師会

県獣医師会は、動物に対する専門的な見地から、動物の感染症発生防止に努めるとともに、動物愛護意識の高揚、動物の適正飼養の推進について自ら積極的に取組むとともに、各主体への助言や指導を行う役割があります。

7 岐阜大学応用生物科学部

教育機関として、この計画の推進について学術的な支援を行う役割があります。

8 市町村

動物の愛護や適正飼養に関する多くの問題や課題は地域に密着したものであり、生活環境を損なう不適正な飼い主への指導や普及啓発などについて、市町村は、地元保健所と連携を図りながら、その解決に取り組まなければなりません。

また、災害時の被災動物の救護等については地域の実情を勘案したうえで、必要となる業務を担います。

なお、岐阜市については中核市として、県に準ずる役割があります。

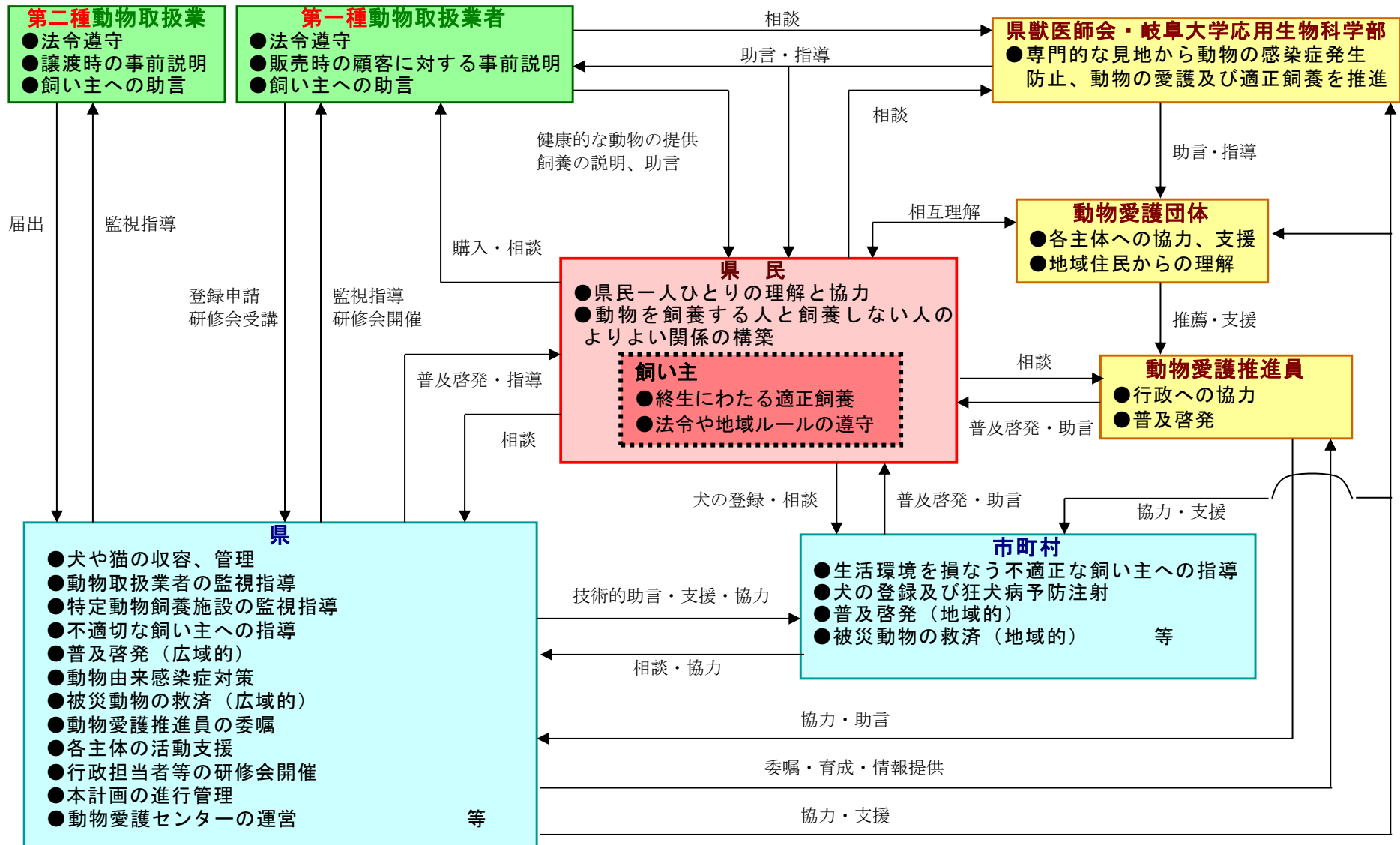
9 県

県には、犬及び猫の保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等、専門的な業務があります。

動物の愛護と適正飼養の普及啓発、動物由来感染症（狂犬病を含む）対策及び災害時の被災動物の救護等については、地域に根ざした各主体の活動を支援し、県下全域で円滑な推進を図れるよう広域的な業務を担います。また、動物愛護の拠点施設として「岐阜県動物愛護センター」（以下「動物愛護センター」という。）の運営を行います。

さらに、動物愛護推進員の委嘱及び行政担当職員研修の実施等を通じ、動物の愛護と適正飼養の推進に取り組む人材を発掘、育成していく役割があります。

各主体の主な役割の関係図



第4 現状と課題

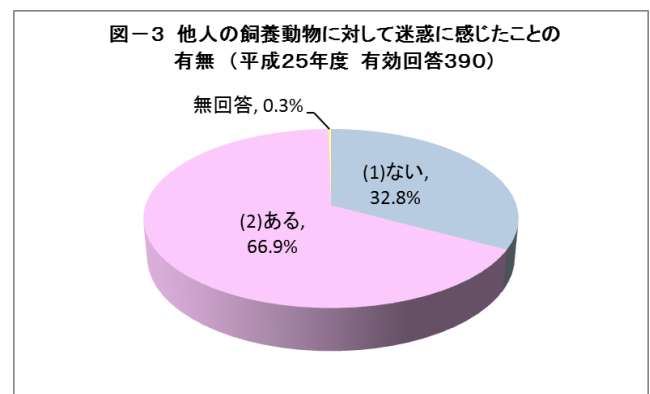
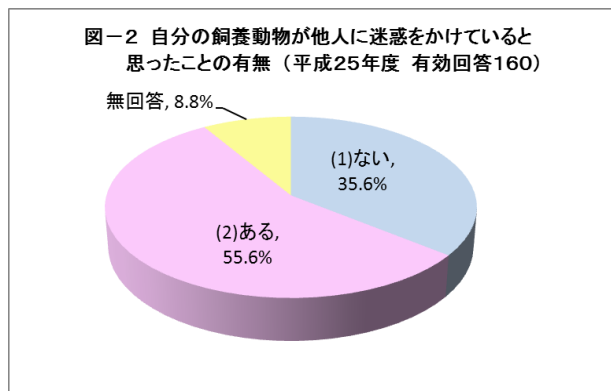
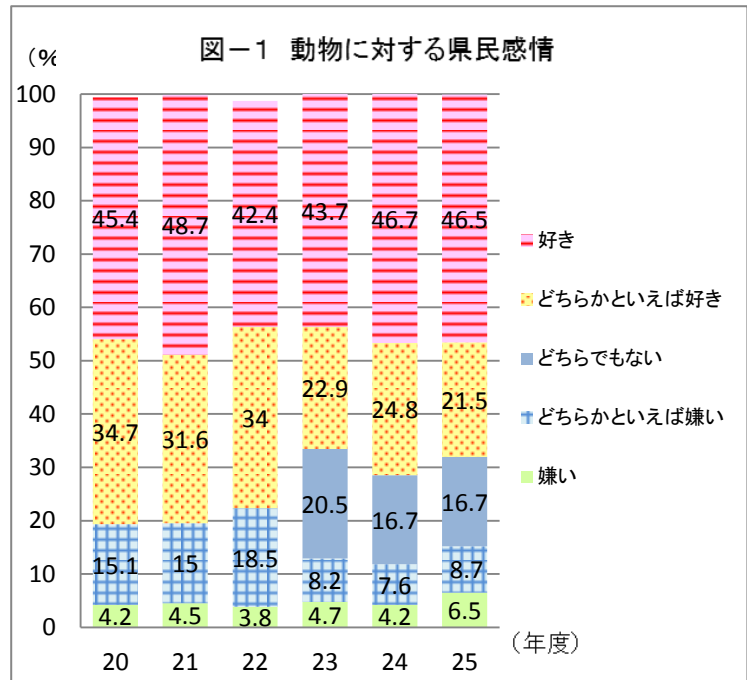
1 動物に対する県民の意識（岐阜県県政モニターへの調査）

県政モニター調査では毎年65%以上の県民が、動物に対し好意的な回答をしています。（図-1）平成25年度は68%のモニターが動物が「好き」または「どちらかといえば好き」と回答しています。一方で、15.2%のモニターが「嫌い」または「どちらかといえば嫌い」と回答しており、依然として動物に対して非好意的な意識の県民も相当数に上ることが推察されます。こうした県民に十分に配慮しながら、動物の愛護と適正飼養の推進に取り組んでいく必要があります。

また、ペットを飼っている人の55.6%が、他人に迷惑をかけているかもしれないと思ったことがあり、飼っていない人の66.9%が、他人のペットを迷惑であると感じたことがありました。

動物の飼養に関して迷惑と感じた具体的な事として、多くのモニターが、犬や猫のふん尿が放置されていること、無駄吠え、犬の放し飼いやノーリードでの散歩、飼えなくなったら無責任に捨てることなどの不適正な飼養を挙げています。

動物の終生適正飼養の推進は、多くの県民が望んでいる重要な課題となっています。



2 保健所等への苦情

平成24年度には、保健所等12カ所に565件の犬及び猫に関する苦情が寄せられています。その内容は、鳴き声やふん害に関するもの、野良猫の餌やりに関するもの等の不適正な飼養によるものです。犬及び猫の適正飼養の徹底が依然として課題となっています。

一方で、保健所では、迷い犬及び猫の照会、保健所へ収容された犬及び猫の譲渡に関する相談も多く寄せられています。

表－１ 平成２４年度 保健所に寄せられた苦情の状況

内 容	件 数
鳴き声に関する苦情	109
ふん害に関する苦情	108
野良猫の餌やりに関する苦情	99
放し飼いに関する苦情	77
悪臭に関する苦情	50
多頭飼育に関する苦情	32
こう傷等の被害	48
家畜・田畑等の被害	42

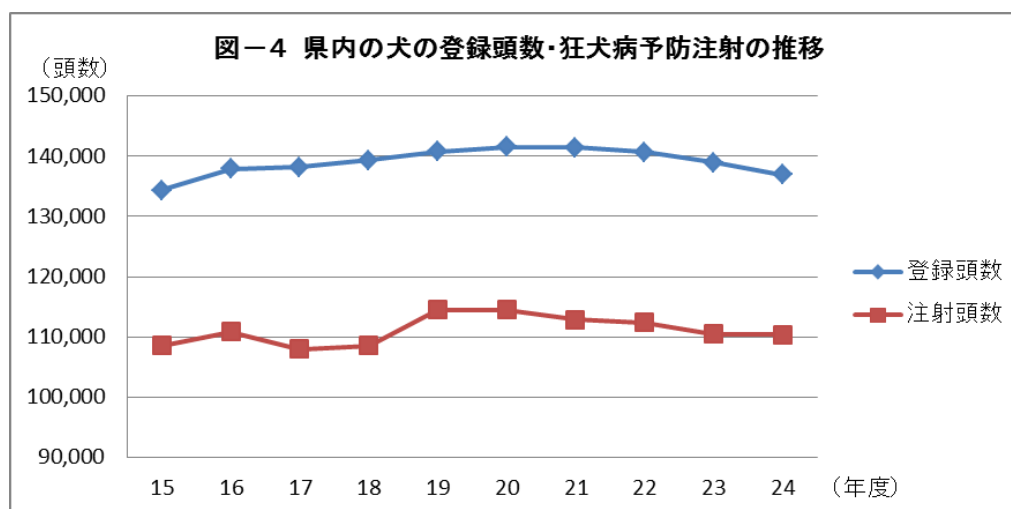
3 家庭動物の飼養状況

(1) 犬

① 登録頭数と飼養頭数

県内の犬の登録頭数は、平成15年度の約13万4千頭から、平成21年度の約14万1千頭まで緩やかに増加しましたが、その後徐々に減少し、平成24年度には約13万7千頭になっています（図－4）。この間の県内人口は減少傾向にあり、平成15年度に比べると平成24年度は約2.4%減少していることを考慮すると、登録した犬を飼養する県民の割合は増加しているといえます。

平成24年度の一般社団法人ペットフード協会の調査では、全国で、登録頭数の1.7倍の11,534千頭の犬が飼養されていると推計しており、県内においてもかなりの未登録犬が飼養されていると考えられます。そのため、犬の登録を一層推進していく必要があります。



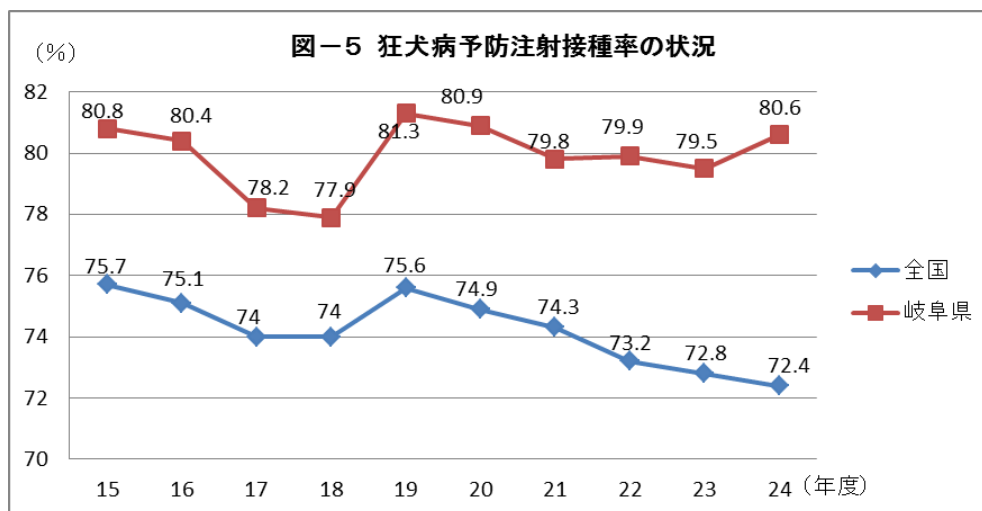
② 狂犬病予防注射

県内の狂犬病予防注射の接種頭数は、平成15年度から平成24年度までの10年間に、11万頭前後で推移しており、最近の5年間ではやや減少傾向です（図－4）。

接種率は80%前後で推移し、全国平均より上回っています（図－5）。世界保健機関（WHO）によると、地域における犬の狂犬病ワクチン抗体保有率が70%以上であれば狂犬病の感染拡大を十分に防ぐことができるとされています。未接種となっている登録犬は、老犬や疾病等の理由により接種できない犬、既に死亡しているのにもかかわらず未届となっている犬等が考えられます。しかし、未登録犬を考慮すると、岐阜県での犬の抗体保有率が70%

を下回っている可能性は否定できません。

狂犬病予防注射の接種は、狂犬病の蔓延防止を図る上において、重要な施策であり、接種率の向上は公衆衛生上の課題となっています。



※狂犬病予防注射接種率＝狂犬病予防注射接種頭数／登録頭数（％）

③ 所有者明示の措置状況

平成24年度には岐阜県内で534頭の犬が所有者不明として保健所に収容されました。鑑札と注射済票の装着は狂犬病予防法に定められた飼い主の義務です。また、災害時に迅速な救助を行う上においても所有者の明示は重要となります。

所有者明示の方法のひとつとしてマイクロチップの装着が勧められており、岐阜県でも平成25年9月末現在で、犬12,148頭、猫1,811頭がマイクロチップを装着しています（表-2）。平成24年度末の岐阜県の犬の登録頭数から換算すると、マイクロチップ装着割合は8.9%となります。

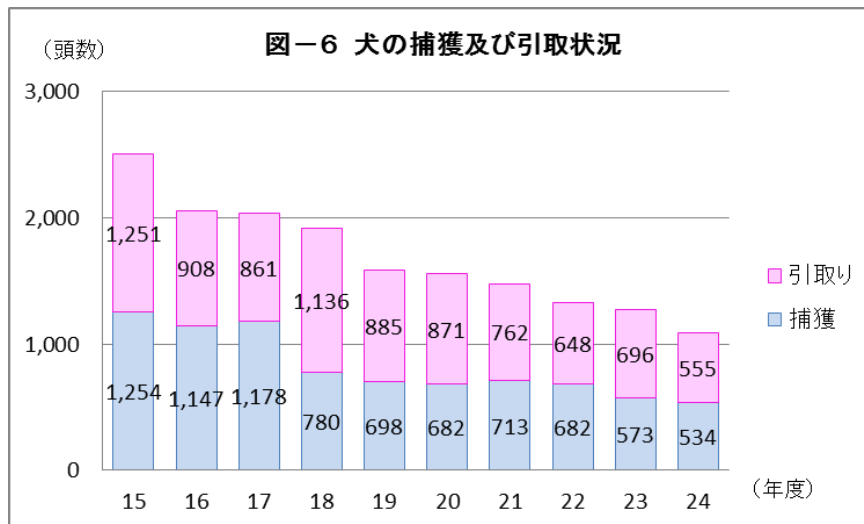
表-2 マイクロチップ装着状況
（公益社団法人 日本獣医師会調べ 平成25年9月末現在）

		全 国	岐 阜 県
犬	装着頭数	669,741頭	12,148頭
	装着割合	9.9%	8.9%
猫	装着頭数	148,654頭	1,811頭

※装着割合＝マイクロチップ装着頭数／H24年度犬登録頭数（％）

④ 犬の収容

平成24年度に保健所において捕獲され、または引取られた犬は、1,089頭で、平成15年度に比較し、約57%減少しています（図-5）。引き続き様々な施策の推進に努め、収容される犬の減少を目指さなければなりません。



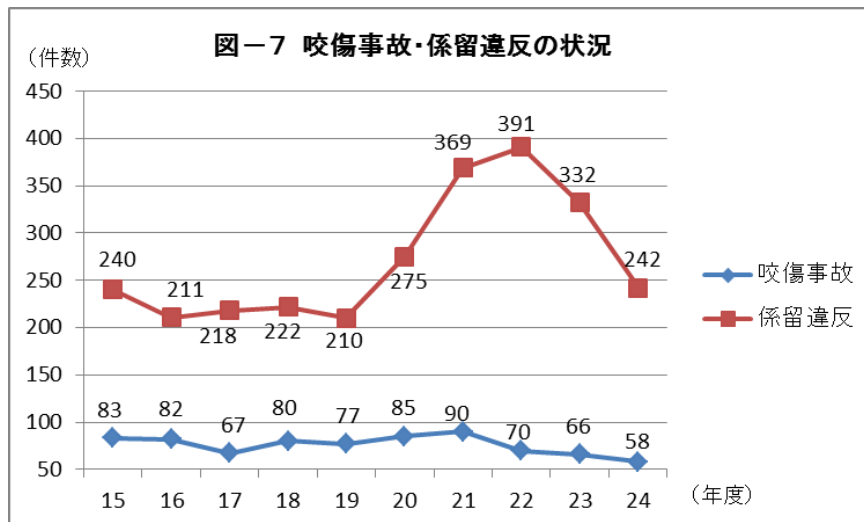
※捕獲：狂犬病予防法及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき捕獲された犬

※引取り：動物愛護管理法に基づき、住民や警察等からの依頼により引き取った飼い主の不明な犬、または飼養ができなくなったとして所有権を放棄された犬

⑤ 犬によるこう傷事故の発生状況とけい留違反

犬によるこう傷事故は、平成21年度までは80件前後の届出で推移していましたが、その後徐々に減少する傾向にあります。

けい留違反については、年度によりばらつきがありますが、毎年200件以上の違反があります。表-1のとおり保健所には「放し飼い」や「こう傷等の被害」に関する苦情も多く寄せられており、けい留義務の周知徹底が依然として課題となっています。



(2) 猫

① 飼養状況

県内の猫の飼養頭数は、詳細には把握できていません。

平成24年度に実施された一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の猫の飼養頭数は約9,748千頭となっています。

この調査結果を基に人口や世帯数から類推すると、県内には約14万頭の猫が飼養されていると推計されます(表-3)。

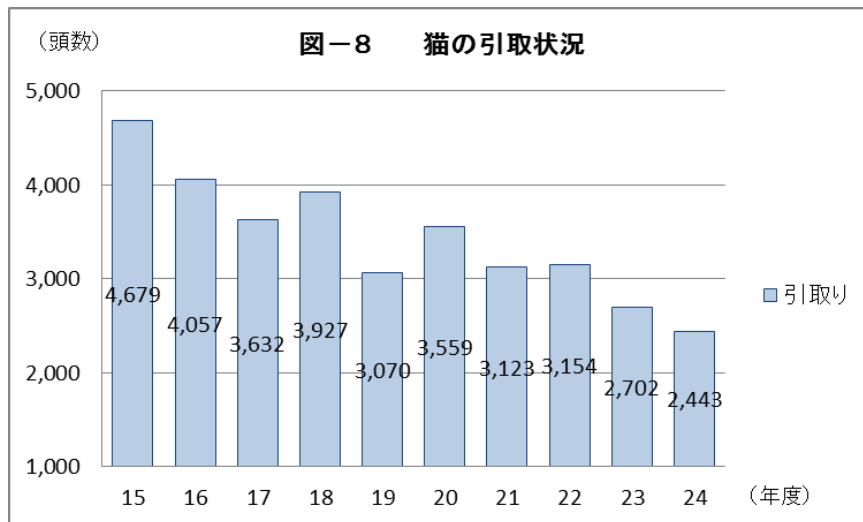
表－3 猫の推計飼養頭数

【国内】		(一社) ペットフード協会の推計値	
◆猫飼養世帯率		10.2%	
◆猫一世帯平均飼養頭数		1.8頭	
◆猫飼養頭数		9,748千頭	
【岐阜県】		平成25年4月1日現在の人口から算出	
◆猫飼養世帯数		約76,000世帯	
◆猫飼養頭数		約136,400頭	

②猫の引取り

猫の引取頭数は平成15年度からの10年間で、約51%減少しているものの、犬の引取頭数が約57%減少したことに比べ、問題の残る状況となっています(図-8)。

また、平成24年度に保健所に引取られた2,443頭のうち、約80%に当たる2,000頭が子猫であり、そのほとんどが飼い主不明の子猫です。こうした子猫の引取りを減少させていくことが特に重要な課題の一つとなっています。



4 収容動物の譲渡等の状況

(1) 犬

保健所に収容された犬の頭数は、平成15年度に比べて平成24年度は約57%減少しました。平成24年度に収容された犬については、約78%が返還または譲渡されており、殺処分率も22%まで減少しました(表-3)。引き続き、終生適正飼養を啓発し、保健所へ収容される犬の減少を目指さなければなりません。

表－３ 保健所収容犬の返還と譲渡の状況

年度	保健所収容頭数			返還頭数	譲渡頭数	処分頭数	殺処分率 (%)
	捕獲	引取り	合計				
15	1,254	1,251	2,505	201	657	1,647	65.7
16	1,147	908	2,055	203	491	1,361	66.2
17	1,178	861	2,039	204	554	1,281	62.8
18	780	1,136	1,916	231	632	1,053	55.0
19	698	885	1,583	261	489	833	52.6
20	682	871	1,553	406	476	671	43.2
21	713	762	1,475	391	474	610	41.4
22	682	648	1,330	468	460	402	30.2
23	573	696	1,269	424	477	368	29.0
24	534	555	1,089	441	408	240	22.0

※殺処分率＝殺処分頭数／保健所収容頭数

(2) 猫

平成15年度と比較すると、平成24年度の猫の引取頭数は約1/2に減少しました。しかし、猫の譲渡率は犬に比較して極めて低く、平成24年度は約76%が殺処分されています(表-4)。

引き続き猫の譲渡の推進に努めていく必要がありますが、譲渡するのが適当でない離乳前の所有者不明の子猫が収容されるケースが多く、譲渡頭数の急激な増加は困難な状況であり、引取頭数の減少が優先的な課題となっています。

表－４ 猫の譲渡・殺処分の状況

年度	引取頭数	譲渡頭数	処分頭数	譲渡(%)
15	4,679	622	4,057	13.3
16	4,057	591	3,466	14.6
17	3,632	561	3,071	15.4
18	3,927	536	3,391	13.6
19	3,070	327	2,743	10.7
20	3,559	385	3,174	10.8
21	3,123	384	2,739	12.3
22	3,154	447	2,707	14.2
23	2,702	485	2,217	17.9
24	2,443	592	1,851	24.2

5 その他の動物の飼養等の状況

(1) 特定動物(危険動物)

平成24年度末現在、19施設で110頭の特定動物が飼養されており(表-5)、それぞれの施設について保健所の許可を取得しています。万が一逸走した場合に備え、飼い主に対応マニュアルの整備及び特定動物へのマイクロチップの装着等を義務付けています。

また、特定動物を飼養する場合は、施設の構造及び規模に関する基準に適合していることが必要で、安易に飼養を開始しないよう市町村と連携し、その徹底を図っていく必要があります。

表－５ 特定動物（危険動物）の飼養状況（平成２４年度末現在）

保健所名	飼養許可施設数		動物種別内訳						計		
	施設数	許可数	ツキノワグマ	ヒグマ	ニホンザル	ワニガメ	ニシアフリカコガタワニ	ボアコンストリクター			
岐阜	2	2				1	1		2		
西濃	4	4	1			1			2		
関	1	1			8				8		
中濃	3	3			2	1			3		
東濃	1	1				1			1		
恵那											
飛騨	3	5	8	7	1				8		
岐阜市	5	5			5			1	6		
合計	19	21	8	8	1	1	5	4	1	1	10

(2) 動物取扱業者

平成１７年に、動物愛護管理法が改正され、動物取扱業が届出制から登録制となりました。さらに平成２４年の同法の改正により既存の動物取扱業を第一種動物取扱業と規定し、犬猫等販売業に新たな規制を設ける等、さらに規制が強化されました。

平成２４年度末現在、６０１施設、７７６業種が登録されています（表－６）。

表－６ 動物取扱業の届出及び登録の状況（平成２４年度末現在）

保健所名	施設数	登録業種別内訳					内訳計
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	
岐阜	90	67	41	3	4	7	122
本巣山県センター	34	30	12	1	3		46
西濃	78	59	32	4	6	2	103
揖斐センター	24	17	11		3	1	32
関	32	22	13		1	2	38
郡上センター	13	4	8			3	15
中濃	67	43	31	2	5	6	87
東濃	56	39	29	1	5	3	77
恵那	50	35	14	3	4	5	61
飛騨	42	21	23	1	3	5	53
下呂センター	6	3	4		1		8
岐阜市	109	69	54	2	4	5	134
合計	601	409	272	17	39	39	776

ペットの購入時のトラブルは後を絶たず、独立行政法人国民生活センターの調査によると、平成２４年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は、１，２００件を超えてい

ます。

動物販売業者は販売にあたり、あらかじめ現在の状況を直接見せるとともに、対面により説明を行わなければならない等、法令遵守の徹底を図るとともに、県民に対しては購入時に確認すべき事項を周知するなど、ペット購入時のトラブルの発生防止を図っていかねばなりません。

6 人と動物のハーモナイズ事業

動物の愛護と適正飼養について、より効果的な普及啓発を図るため、平成7年度から「人と動物のハーモナイズ事業」と称して、保健所において各種事業に取り組んでいます。

特に、次代を担う子ども達や若い世代への動物愛護に関する教育が重要であり、県獣医師会及び動物愛護推進員等との連携を強化し、事業の拡充を図っていく必要があります。

表-7 人と動物のハーモナイズ事業

事業名	事業年度												
	7	~	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
動物愛護教室													▶
愛犬のしつけ方教室													▶
子犬の譲渡会										▶			
動物愛護週間行事													▶
動物愛護推進協議会運営													▶
動物愛護推進員の委嘱													▶
動物愛護推進員活動支援													▶
動物介在活動モデル事業									▶				

【事業概要】

①動物愛護教室

動物愛護の普及を目的に小学生を対象とした講習会を開催

②愛犬のしつけ方教室

犬の適正飼養を推進するため、基本的な犬の「しつけ方法」について実演を交えた講習会を開催

③子犬の譲渡会

保健所に收容される子犬の譲渡を推進するため、譲渡希望者及び一般飼育希望者を募り譲渡会を開催（保健所へ收容される子犬の減少により平成21年度で終了）

④動物愛護週間行事

動物愛護週間（9月20日から26日）行事として県下5圏域の持ち回りで「動物愛護フェスティバル」を開催

⑤動物愛護推進協議会

下記7-(1)のとおり

⑥動物愛護推進員の委嘱

下記7-(2)のとおり

⑦動物愛護推進員活動の支援事業

動物愛護推進員活動を支援

⑧動物介在活動モデル事業

平成18年度から平成20年度まで、社会福祉施設等における動物介在活動を適切にできるようモデル事業を実施

7 動物の愛護及び適正飼養の推進体制

(1) 動物愛護推進協議会

動物愛護推進協議会は、動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを実現するため、平成16年3月に設立しました。

定期的に会議を開催し、動物愛護行政のあり方、動物愛護推進員の活動に対する支援等動物の愛護と適正飼養の推進に関することを協議しています。

今後も、県の方針について提言をいただく機関として、新たな団体の参加などその充実を図っていく必要があります。

【岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱 抜粋】

(目的)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関すること
- 四 県の動物愛護行政のあり方について協議すること

(2) 動物愛護推進員

平成17年2月より、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた方等に委嘱しています。

動物愛護推進員は、平成25年4月現在、151名を委嘱しており、県内各保健所との連携の下、地域における動物の愛護と適正飼養の推進に向け、様々な活動に当たっています。

今後さらに、動物愛護推進員の活動について周知を図り、その機会を拡大していく必要があります。

(3) 動物愛護管理担当職員

平成18年3月に制定した「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護管理条例」とする。）に基づく動物愛護管理員（獣医師）及び動物愛護管理技術員を各保健所に配置しています。

これらの職員は、動物愛護の普及啓発、犬及び猫の収容等の業務、住民等からの苦情等への対応、動物の飼養施設の立入検査等の事務を行い、各地域における動物の愛護と適正飼養の推進に努めています。

これらの職員は、県民のニーズに的確に対応するため、常に知識や技術の向上に努めていかなければなりません。

(4) 被災動物の救済

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災以降、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害、新潟中越地震、東日本大震災等、大規模な災害を経験し、被災時には、ペットの保護や治療、ペット同伴の避難生活などが課題となることが明らかとなりました。

本県においては、東濃地域が東南海地震の指定地域となっており、災害時における被災動物救済計画の整備が急務となっています。

【被災動物救援に関する取組み状況】

◆平成19年度

「災害時における動物の救護活動に関する協定書」を公益社団法人
岐阜県獣医師会と締結

◆平成22年度

「岐阜県地域防災計画」に被災動物の救援体制に関する項目を規定

◆平成23年度

「岐阜県被災動物救援計画」を策定

◆平成24年度

「岐阜県被災動物救援本部設置要綱」を策定

第5 施策展開の方向

「第4 現状と課題」を踏まえ、本計画で取り組むべき事項を大きく4項目に整理し、具体的な取組みを展開していきます。

1 普及啓発活動の充実

動物の愛護と適正飼養の普及啓発活動について、各主体の広報媒体やネットワークを活用するなどにより充実を図ります。

また、獣医師や動物愛護推進員を講師とした講習会開催などにより、動物の飼養に関する専門的な知識や技術、ボランティア活動から得られた体験等を県民に伝達する場を拡大していきます。

2 終生飼養の推進

飼い主及び動物取扱業者等の動物の所有者に対し、各主体が協働で、動物の終生飼養及び適正飼養が社会的な責任であることを認識し、保健所に収容される犬や猫の減少、動物の遺棄の防止を図ります。

また、保健所に収容された犬や猫については譲渡の推進等により、殺処分される犬や猫の減少を図ります。

3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全

動物の適正飼養を推進し、動物の健康を保持するとともに、動物由来感染症の発生防止等、地域の生活環境の保全を図り、動物を飼養していない人や動物を好まない人を含め、県民が動物飼養に対し不満を持たない地域づくりに努めます。

4 動物の愛護管理推進への基盤づくり

動物愛護推進協議会の運営、被災動物救済体制の整備及び動物愛護管理に関する人材の育成等により、動物の愛護及び適正飼養を推進していく基盤を整備します。

第6 具体的な取組み

1 普及啓発活動の充実

プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進

県、環境省及び厚生労働省は、動物の愛護及び適正飼養及び狂犬病予防に関するポスターやパンフレットなどを作成し、保健所や市町村窓口を中心として配布してきました。

県では、さらに、動物愛護推進員及び動物取扱業者にも配布の協力を求め、広く県民に動物愛護と適正飼養の普及啓発を行ってきました。

[今後の取組み]

引き続き、関係者へ協力を求めるとともに、ボランティア等が持つネットワークも活用し、効率的で効果的な普及啓発活動ができるよう体制を整備していきます。

プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進

市町村では、広報誌や回覧板の他にも利用できる媒体を検討し、インターネット、有線放送及びケーブルテレビなどを利用して広報を行っています。

[今後の取組み]

市町村の広報媒体を活用した一層の普及啓発を推進していくため、市町村に対し様々な情報を提供するなど市町村の広報活動を支援します。

プラン3 ホームページを利用した普及啓発の充実

県では、ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」を開設し、迷い犬の情報他に、動物を飼うに当たっての遵守事項、動物取扱業者の登録及び特定動物の飼養保管許可に関する手続き方法などの情報を発信しています。

[今後の取組み]

県のホームページにおいて、本計画の進捗状況、各主体の取組み状況などの情報を幅広く発信し、内容の充実を図っていきます。

さらに、動物愛護センターのホームページを新たに開設し、譲渡可能犬及び猫の情報発信及び適正飼養に関する啓発を行っていきます。

プラン4 動物愛護推進員による講習会の開催

平成16年度より、動物の飼養についての豊富な経験と知識を持った人に動物愛護推進員を委嘱してきました。

小学生を対象とした「動物愛護教室」や犬の飼い主を対象とした「愛犬のしつけ方教室」等において、動物愛護推進員に講師を依頼し、動物の愛護や適正飼養の普及を図ってきました。

[今後の取組み]

引き続き、県が主体となって、動物愛護推進員と連携し動物の愛護や適正飼養についての効果的な講習会を開催するとともに、推進員独自の活動を支援します。

プラン5 学校飼育動物の適正飼養等に関する研修

学校で動物を飼育することは、動物についての理解を深め、生命を慈しむ心の育成などの効果が期待されます。しかし、動物の適切な取扱いがなされない場合には逆効果となってし

まうことがあります。

このため、県獣医師会では、「いのちの授業」を開催するなど、学校飼育動物の適正飼養の推進及び命の尊さの啓発に取り組んでおり、県も協力体制をとってきました。

[今後の取組み]

県獣医師会の活動について、今後も県や市町村が支援していきます。

また、新たに飼育動物の担当となった学年の担当教諭を支援するため、動物の適正飼養に関する基礎的な研修を県獣医師会と連携して開催します。

プラン6 動物愛護週間行事の開催

動物愛護週間中（9月20日から26日）に、「広く県民の間に動物愛護の気風を招来し、人の生活環境に調和した動物の適正飼養の普及を図ること」等を目的とした動物愛護に関する事業を各主体と協働で取り組んできました。

[今後の取組み]

引き続き、各主体と協働で、多くの県民に効果的に啓発できる動物愛護週間行事を検討し、実施します。

動物愛護センターでは、動物愛護普及啓発の拠点として、年間を通してイベントを行うとともに動物愛護週間行事を実施します。

2 終生飼養の推進

プラン7 終生飼養の普及啓発

みだりな繁殖を防止するための不妊去勢等の措置や終生飼養などの飼い主の責務について、さまざまな機会を利用して、リーフレットを配布し理解を求めてきました。

また、動物取扱業者に対し、責任者講習会等で「動物販売時に顧客に対する事前説明等を行うべき事項」の徹底を図ってきました。

[今後の取組み]

平成24年の動物愛護管理法の改正により、動物の所有者の責務として終生飼養が明記されました。飼い主に対して、保健所等では終生飼養の原則に反する安易な引取りの依頼を拒否できること周知し、命あるものとして最後まで飼養することを指導します。また、やむを得ず飼養を継続できない飼い主が、新たな飼い主を探すことの支援を行います。さらに、動物愛護センターにおいて譲渡前講習会を行う等、飼い主の責務について譲渡希望者に説明し、優良な飼い主を育てます。

動物販売業者に対して、販売時には、購入者に対し、あらかじめ現物を確認させるとともに飼養方法等を対面で説明することの徹底を図り、動物の安易な購入を防ぎます。また、犬猫等販売業者に対して、業者が作成する「犬猫等健康安全計画」の中で終生飼養の確保を図ることを指導し、その遵守を徹底します。

プラン8 所有者明示（個体標識）措置の徹底

犬の鑑札をはじめ、飼い主の氏名や電話番号等を記した名札等個体標識の装着は、動物が逸走した際の所有者の確認を容易にし、保健所に収容される動物の減少につながります。また災害時のペットの救済を円滑に行うために非常に役立ちます。

狂犬病予防法で定められた犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票（以下「鑑札等」という。）の装着については、毎年、市町村が実施する集合注射実施時等の機会を捉えて周知してきま

した。また、市町村では飼い主が親しみやすく装着しやすいデザインを導入することによって、装着率の向上に努めてきました。

[今後の取組み]

引き続き、市町村と連携しながら鑑札等の装着の徹底を図り、所有者明示率の調査を実施します。

また、動物愛護センターで譲渡する犬及び猫にマイクロチップを装着し、所有者明示方法のひとつとして啓発を行います。

プラン9 収容動物の適正譲渡の推進

環境省の作成した「譲渡支援のためのガイドライン」を踏まえ、県内保健所等に収容された譲渡可能な犬及び猫について、ボランティアと連携を図り譲渡を進めてきました。

[今後の取組み]

譲渡対象者及び譲渡動物の選定基準を明確にして、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを構築していきます。また、譲渡先の状況について追跡調査を行い、譲渡された動物が適正に飼養されていることを確認するとともに、必要な指導を行います。

動物愛護センターから譲渡する犬及び猫は、繁殖制限措置を行い、不必要な繁殖に関する啓発を行います。

プラン10 収容動物検索サイトの拡充の検討

保健所に収容された飼い主が不明の犬について、一刻も早く飼い主が発見できるよう、ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」に、収容動物検索サイトを設け、収容犬の情報を発信しています。

[今後の取組み]

引き続き、収容動物検索サイトの充実を図ります。

また、飼い主が発見できなかった犬及び猫については、新たな飼い主を募るため譲渡可能な犬猫情報の掲載を検討していきます。

3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全

プラン11 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

狂犬病は世界各国で発生しており、狂犬病清浄国である我が国においても、狂犬病侵入時の蔓延防止に備え、国内飼養動物の発生予防対策を徹底することが必要です。

県、市町村及び県獣医師会により、問題点や課題等の検討を行い、連携して狂犬病予防注射を推進してきました。

[今後の取組み]

地域住民の利便性を考慮した集合注射の実施に努めるとともに、問題点や課題等の検討及び情報共有に努め、狂犬病予防対策の一層の強化を図ります。

また、多くの飼い主と接する機会の多い動物取扱業者や開業獣医師による啓発の推進を図ります。

プラン12 「犬のしつけ」の推進

不十分なしつけに起因する犬のかみぐせやムダ吠えなどの問題行動に関する苦情は後を絶ちません。犬のしつけを徹底することは、犬と人のよりよい関係を築くための基礎となり

ます。そのため、保健所ごとに、広く県民を対象とした基本的な犬のしつけ教室を開催し、犬の適正飼養を普及してきました。

[今後の取組み]

犬によるこう傷事故は、減少傾向にありますが、中には人の生命にかかわる重大な事故につながる危険性のある事例もあります。今後も、保健所ごとに犬のしつけ方教室を行い、犬の適正飼養を推進します。

また、動物愛護センターにおいて、定期的に犬のしつけ方教室を実施し、飼い主をサポートしていきます。

プラン13 犬の飼い主への地域ルール徹底

公共の場における放し飼い（ノーリード）やふんの放置については、動物愛護管理条例や一部市町村で定める環境美化に関する条例（いわゆる「ポイ捨て条例」）に違反する可能性があります。

県と市町村との連携により、放し飼いやふんの放置の防止について普及啓発を図るとともに、不適切な飼養を行う飼い主については、個別に指導し、飼い主のマナー遵守を図ってきました。

[今後の取組み]

引き続き、市町村と連携し普及啓発を図ります。

プラン14 猫の屋内飼養の推進

猫の飼い主は、猫の疾病の感染防止、不慮の事故の防止及び周辺的生活環境の保持の観点から、屋内飼養に努めなければなりません。

また、発情期のマーキング（トイレ以外の放尿）や鳴き声などを抑制し、無理なく猫を屋内飼養するためには、不妊去勢等の措置を行うことが必要となります。

これらの猫の適正飼養方法についてパンフレットを作成し、市町村と連携し配布してきました。

[今後の取組み]

引き続き、市町村と連携しパンフレット等を配布するとともに、市町村の広報媒体等を活用した普及啓発を図ります。

また、動物愛護センターにおいては、屋内飼養方法の提示及び不妊去勢措置を施して譲渡するなど、適正飼養の啓発を行います。

プラン15 猫への不適切な給餌行為に関する普及啓発

飼い主のいない猫に不十分な管理のもとで餌を与える行為は、生活環境の悪化や新たな飼い主のいない猫の増加等の原因になっています。

飼い主が明らかでない猫が数多くみられる地域については、猫に餌を与える人に直接指導するとともに、餌を与えている人の自覚を促すため、町内会、自治会等を通じ、問題のある地域に限定した普及啓発を行ってきました。

[今後の取組み]

町内会、自治体及びボランティアと連携しながら、地域で飼養する猫への取組みを検討し、動物愛護センターでは、みだりに繁殖をするのを防ぐための不妊去勢措置に対する支援を行います。

プラン16 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与える可能性が高く、一般の動物以上に飼い主の社会的責任が求められます。そのため保健所において、定期的に飼養施設の確認を行い、特定動物を飼養することの責任を周知してきました。

[今後の取組み]

引き続き、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置及びマイクロチップ等による個体識別措置が確実に行われるよう、周知徹底を図っていきます。

プラン17 動物取扱業への監視強化

動物取扱責任者の研修会及び定期的な施設の監視を通して、動物取扱業者の遵守事項の周知や新しい情報の提供を行ってきました。

[今後の取組み]

平成24年度の動物愛護管理法の改正による新たな制度の周知徹底を図ります。

動物取扱業者に対する監視について、事業の規模や施設設置場所における住民の生活環境等を考慮し、年間に監視すべき回数を定め、効率的に実施していきます。

また、事業者が守るべき基準の遵守状況について、評価の低い事業者に対しては厳しく改善指導するとともに、年間に監視すべき回数を増やすなど重点的な監視指導を行います。

プラン18 動物購入時の確認事項の周知

動物愛護週間行事等の機会をとらえて、広く県民に、ペットを購入する際に確認すべき事項を周知し、購入時のトラブルを予防してきました。

[今後の取組み]

平成24年の動物愛護管理法の改正により新たに規定された、「購入者は、あらかじめ現物を確認するとともに、対面で飼養方法等の説明受けること」の周知を行い、引き続き、購入時のトラブルを防いでいきます。

プラン19 動物介在活動の推進

動物介在活動を行うには、受入施設の十分な理解の下に、高度な専門技術を取得した飼い主（ハンドラー）と適正な管理や訓練を行った動物の参加が必要です。平成18年～20年にボランティア団体の協力を得て社会福祉施設等への動物介在活動をモデル的に実践し、適切な動物介在活動を推進するための体制の整備を行いました。

[今後の取組み]

具体的な取組みを、動物の適正飼養の模範的な事例として、県民への動物愛護管理の普及啓発に活用していきます。

また、動物愛護センターで管理している犬及び猫を用いて、ふれあい事業を進めていきます。

プラン20 身体障害者補助犬の普及啓発

平成15年10月から「身体障害者補助犬法」が施行され、飲食店やスーパーマーケットなどの施設管理者は、身体障害者が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴することについて理由なく拒むことができなくなりました。そこで、動物愛護教室や動物愛護週間行事等の機会をとらえて、法の周知を行ってきました。

[今後の取組み]

引き続き、関係団体と連携し、関係施設等に対する同法の趣旨の徹底を図り、その普及啓発に努めていきます。

プラン2 1 県民の意識調査の実施

毎年度、県政モニターへのペットに関するアンケート調査を行ってきました。

[今後の取組み]

引き続き、アンケート調査を行い、県民の動物愛護に対する意識の動向や動物による生活環境への影響等を把握し、動物の適正飼養の普及状況について評価します。

プラン2 2 実験動物取扱施設に対する普及啓発

動物を科学的利用に供する場合は、実験動物の福祉の原則及び動物実験の適正化の原則として、国際的に定着している「3Rの原則（苦痛の軽減：Refinement、使用数の削減：Reduction、代替法の活用：Replacement）」に配慮するように努めなければなりません。

[今後の取組み]

大学、病院、研究機関などの施設における実験動物の飼養状況を把握するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知し、「3Rの原則」を遵守した実験が行われるよう普及啓発を行っていきます。

プラン2 3 畜産業者等への普及啓発

産業動物の取り扱いについては、動物福祉に考慮した飼養保管に努めなければなりません。

[今後の取組み]

畜産業者、養鶏業者等に対して、県獣医師会及び関係機関との連携を図り、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底していきます。

4 動物の愛護管理推進への基盤づくり

プラン2 4 動物愛護推進協議会の運営

動物愛護推進員の支援母体として、動物愛護推進員の委嘱の推進やその活動の方策等について協議し、動物愛護推進員の活動の充実を図るため、動物愛護推進協議会（第4-7-(1)・(2)参照）を設置し、会議を行ってきました。

[今後の取組み]

協議会において、動物の愛護及び適正飼養の推進に関する方策等について協議した内容を県の施策や各主体の活動に反映していくとともに、より広く意見を聴収するため、新たな団体の参加について検討していきます。

プラン2 5 動物愛護推進員活動の活性化

動物愛護推進員（第4-7-(2)参照）が、その役割（第3-6参照）を十分に果たせるよう、意見交換会等を開催し、情報の共有化を図ってきました。

[今後の取組み]

平成24年の動物愛護管理法の改正により、動物愛護推進員の活動に追加された、災害時の動物救援に関する研修会を行うなど、動物愛護推進員の知識向上を図ります。

また、動物愛護推進員が行う勉強会や自主研修などを支援するとともに、動物愛護推進員

の活動について情報を発信することにより、社会での認知度を高め、活動の場の拡大を図ります。

プラン26 動物愛護管理担当職員の資質向上

動物愛護管理担当職員（第4-7-(3)参照）は、動物の飼い主及び動物取扱業者への的確な指導や市町村、動物愛護推進員及び県民等の様々なニーズに応えるよう、専門的な知識や技術を幅広く取得していかなければなりません。

[今後の取組み]

引き続き、動物愛護管理担当職員を、環境省及び厚生労働省等が開催する各種研修会に計画的に参加させるとともに、県自ら研修会等を開催し、動物愛護管理担当職員の資質の向上を図っていきます。

プラン27 市町村担当職員の研修

市町村担当者は、地域住民の最も身近な窓口として、種々の苦情や相談に応じています。そのため、動物の飼養を巡るトラブルが発生した際などに備えて、動物の飼養に関する制度等を承知しておくことが不可欠です。

[今後の取組み]

「狂犬病予防に関する市町村担当者研修会」を県獣医師会と共催しており、今後も、市町村担当者の意向を調査し、要望等を把握したうえで継続して実施し、狂犬病予防対策の重要性や狂犬病予防法の改正の趣旨などの周知に努めていきます。

プラン28 動物取扱責任者の資質向上

動物取扱業者は、動物取扱責任者を年1回以上、県が行う「動物取扱責任者研修」に受講させることになっています。

[今後の取組み]

この研修において、動物取扱責任者に対する関係法令等の周知、動物及びその飼養施設の適正な管理方法の習得を図り、その資質向上に努めていきます。

プラン29 狂犬病発生時の体制整備

日本では昭和25年に制定された狂犬病予防法によって、犬の登録と狂犬病予防注射、輸出入時の検疫が義務づけられ、その徹底が図られたことから、昭和32年以降狂犬病の発生はありません。しかし、国境を越えた人や物の移動が盛んな現代では、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在します。

平成24年度には「岐阜県狂犬病発生対応マニュアル」を策定し、狂犬病の発生から確定に至るまでの対応と、関係機関の役割を示しました。

[今後の取組み]

岐阜県狂犬病発生マニュアルの充実を図り、体制を整備していきます。

プラン30 被災動物救援体制の整備

阪神淡路大震災、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害、新潟中越地震、及び東日本大震災の災害時には、動物愛護団体、獣医師会及び関係行政機関等が連携、協力し、被災動物の救援にあたりました。

災害時には、ペットとの同行避難を原則として、あらかじめ定められた方法により救援活動が円滑に行われるよう、平成23年度に被災動物救援計画を策定しました。また、市町村に対して、防災計画や災害時動物対応マニュアルについて作成モデルを示しました。

[今後の取組み]

被災動物救援計画の充実及び動物救援資材の備蓄を図るとともに、市町村の取組みを支援していきます。さらに、ペットとの同行避難訓練等を通して被災時の対応について広く県民へ周知し、飼い主に対しては動物個体標識の装着をはじめ、災害時の移動用容器や餌の確保などに努めるよう普及啓発していきます。

また、動物愛護センターを被災動物救援の拠点施設として整備していきます。

プラン31 ボランティアネットワークの構築

大規模な災害時には、多くのボランティアが被災ペットの救済活動を希望し、被災地を訪れています。

県内には動物愛護に係るボランティアグループがあり、譲渡の斡旋や動物介在活動などに取り組んでいます。

[今後の取組み]

ボランティアグループが、災害時のボランティアのリーダーとして活動できるよう、被災動物の飼養に関する研修会や意見交換会などを開催し、ボランティアリーダーを育成していきます。同時に、ボランティア間の交流を深め、被災時における組織的な活動ができるようネットワークの構築を図ります。

プラン32 動物の愛護管理に関する拠点施設の運営

平成26年4月に動物の愛護管理に関する拠点施設として「岐阜県動物愛護センター」が開設します。

[今後の取組み]

動物愛護センターでは「譲渡の促進」「動物愛護の普及啓発」「被災動物の救援」を大きな柱として取り組んでいきます。

また、動物由来感染症に関する調査を行い、動物由来感染症の正しい知識を普及し、適正な飼養方法の啓発及び動物由来感染症の予防と発生時の適切かつ迅速な対応による蔓延防止につなげます。

現在、保健所で取り組んでいる動物愛護及び終生適正飼養の普及啓発をさらに盛り上げ、保健所での殺処分の減少につながるよう、動物愛護センターの効果的な運営を検討していきます。

第7 計画の推進状況の評価

本計画の進捗状況については、県政モニターへのアンケート調査（プラン21「県民の意識調査の実施」参照）をはじめ、「犬及び猫の引取頭数」、「犬及び猫の殺処分率」を指標として、適宜、評価していきます。

また、取り巻く環境の変化等に対応するため、計画から5年後（平成30年度）を目処に本計画全体について詳細に評価し、県民等からの意見を踏まえ、見直しを行います。

指標1 犬及び猫の引取頭数

環境省が作成した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に準拠し、本計画においても「犬及び猫の引取頭数の75%削減」（平成16年度を基準とする）を目標とします。

犬の引取りについては平成16年度から平成24年度までに約47%減少し、猫の引取りについては約40%減少しています。しかし、犬の引取頭数が1,089頭に対して、猫の引取頭数は2,443頭と約2倍になっています。

本計画の目標を達成するためには、猫の引取頭数を大幅に減らしていく必要があります。

目標1

平成16年度 犬及び猫の引取頭数（犬の捕獲を含む）	6,112頭
---------------------------	--------



75%削減

平成35年度 犬及び猫の引取頭数（犬の捕獲を含む）	1,428頭
---------------------------	--------

指標2 犬及び猫の殺処分率

飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡等を一層推進し、保健所に収容された「犬及び猫の殺処分率35%以下」を目標とします。

目標2

平成16年度 犬及び猫の殺処分率	79%
------------------	-----



44%削減

平成35年度 犬及び猫の殺処分率	35%
------------------	-----